

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、会社A（以下「会社」という。）に勤務していた平成○年○月○日、B市内の派遣先から帰宅途上、C駅の階段で転倒し、左肘と腰を負傷した。

請求人は、同年○月○日、D病院に受診し、「左肘打撲、腰部打撲」（以下「原傷病」という。）と診断され、その後、複数の医療機関を転医しながら療養を続け、平成○年○月○日治癒した。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、原傷病が再発したとして平成○年○月○日からD病院で療養を開始し、同年○月○日にはE病院に転医し入院療養を続け、監督署長に療養給付及び休業給付の請求をしたところ、監督署長は、原傷病が再発したものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求をしたところ、当

審査会は、平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の裁決をした。

その後、請求人は、平成○年○月○日にF病院に受診し「腰痛症」（以下「本件傷病」という。）と診断され、再度、原傷病が再発したとして監督署長に平成○年○月○日からの療養給付及び同日から同月○日までの期間に係る休業給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は原傷病が再発したものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が原傷病の再発と認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

請求人によると、平成○年○月○日の通勤途上に負傷し、平成○年○月○日に治癒となった腰部打撲が悪化し再発したものであると主張している。通勤途上の傷病が一旦治癒と認定された後、再発した場合は労災保険法第21条に規定する保険給付の支給の対象となるが、その際には決定書第2の1に説示する「判断の要件」を満たす必要があるところ、G医師は、再発したとする本件傷病について、平成○年○月○日付け意見書において、傷病名及びその根拠については「腰痛、左肘痛、自訴のみ」、左肘のレントゲン検査について「異常なし」、腰部の局所の症状は「慢性症状」と所見し、全て本人の症状の訴えのみに対する治療で、治療内容は「ノイロトロピン注」であり、その効果は不明と述べており、原傷病が増悪したためとする医学的根拠は認められない。また、その治療内容は、疼痛等

を緩和する対症療法のみであり、治療効果を期待することができるものとは認められない。

したがって、当審査会は、請求人の本件傷病は、原傷病と同一部位であるものの、その症状は原傷病の増悪とは認められず、かつ、治療効果が期待できないことから、再発の認定要件を満たしていないと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。